

所沢都市計画 特別緑地保全地区の変更（所沢市決定）
計 画 書（追加の変更）

1 所沢都市計画 特別緑地保全地区に都特緑第02号荒幡富士特別緑地保全地区を次のように追加する。

| 番号 | 地区名称 | 位置 | 面積 | 備考 |
|-------------|--------------|-----------------------------------|--------|----------------------------------|
| 都特緑 第02号 | 荒幡富士特別緑地保全地区 | 所沢市大字荒幡字岱谷、字浅間久保、 字西ケ谷及び字畦ノ前地内 | 約4.7ha | 都市緑地法第12条第1項第3号イ (風致・自然環境良好地) |

「区域は、計画図表示のとおり」

2 理 由

本市では、第5次所沢市総合計画を策定し、将来都市像として「所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市」と掲げ、「みどりの保全・公園の整備」を一人ひとりの参加によってみどりや公園が守り育てられるまちの中で、狭山丘陵などの自然豊かな緑地の保全を課題とし取組みを進めています。平成23年9月改定「所沢しみどりの基本計画」においては、市域のみどりの枢要な狭山丘陵を始めとする自然的環境資源の保全を着実に進めるため、保全配慮地区の設定を行っています。ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例（平成23年条例第25号）においては、まとまりがある緑地の保全のため、新たな里山保全地域の指定、保存樹林の指定、都市緑地法（昭和48年法律第72号）による特別緑地保全地区の指定、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（平成17年条例第20号）によるふるさとの緑の景観地の指定などを活用して良好な自然風致景観の緑地を保全することによって、多様な生物の生息・生育の場にもなることから、市域に残るまとまりがある緑地の保全を進めるものとしています。

特別緑地保全地区指定の予定地は、市城南西部に位置し、西武鉄道狭山線下山口駅から南方向に約300m、県都境に近い市街化調整区域内にあります。当地区の周辺は、北側の市道を挟んで市街化区域に近接しています。西側には、戸建住宅が隣接しています。南側は、市道を挟んで約65haにも及ぶ民間ゴルフ場があり、東側は民有の樹林に隣接しています。

当地区は、コナラ林とアカマツーコナラ林相から成り、イチリンソウ、シュンラン、カタクリなどの希少な林床植物が残存した豊かな植物相を成しています。

このことから、当地区が狭山丘陵の豊かなみどりの景観を担っており、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、特別緑地保全地区の都市計画決定を行うものです。

所沢都市計画 特別緑地保全地区の変更（所沢市決定）
計 画 書（内容の一部変更）

1 所沢都市計画 駒ヶ原特別緑地保全地区に一連番号及び指定区分を附することから、次のように変更する。

| 番 号 | 地 区 名 称 | 位 置 | 面 積 | 備 考 |
|---------------|-------------|---------------|---------|--|
| 都特緑 第 01 号 | 駒ヶ原特別緑地保全地区 | 所沢市大字下富字駒ヶ原地内 | 約 4.7ha | 都市緑地法第 12 条第 1 項第 3 号イ (風致・自然環境良好地) |

「区域は、計画図表示のとおり」

2 理 由

所沢都市計画 駒ヶ原特別緑地保全地区（平成 24 年 12 月 3 日所沢市告示第 653 号）に区分ごとの一連番号及び指定区分を附すものです。

所沢都市計画 特別緑地保全地区の変更（所沢市決定）

計 画 書（新旧対照表）

新旧対照表

（1）新 表

| 番 号 | 地 区 名 称 | 位 置 | 面 積 | 備 考 |
|-------------|-------------|---------------|---------|--|
| 都特緑 第01号 | 駒ヶ原特別緑地保全地区 | 所沢市大字下富字駒ヶ原地内 | 約 4.7ha | 都市緑地法第 12 条第 1 項第 3 号イ (風致・自然環境良好地) |

「区域は、計画図表示のとおり」

（2）旧 表

| 名 称 | 面 積 | 備 考 |
|-------------|---------|-----|
| 駒ヶ原特別緑地保全地区 | 約 4.7ha | |

「区域は、計画図表示のとおり」